

（目的）

第1条 旭川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局における事務処理を行うため、旭川市地域公共交通会議設置要綱第11条第1項にもとづき、会計に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務規定）

第2条 交通会議の事務局における事務処理は、原則として旭川市事務取扱規程を準用する。

（事務局長）

第3条 旭川市地域公共交通会議設置要綱第10条第2項により、事務局は旭川市総合政策部政策推進課長を事務局長とする。

（収入支出予算）

第4条 交通会議の収入支出予算（以下「予算」という。）は、負担金、補助金その他の収入をもって収入とし、交通会議の事務に要するすべての経費をもって支出とする。

2 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。ただし、平成23年度においては、この要領の施行の日から始まるものとする。

3 交通会議の会長（以下「会長」とする。）は、毎会計年度予算を調整し、会議の承認を得なければならない。

（予算の補正等）

第5条 交通会議予算の補正を必要と認めるときは、会長がこれを計上することができる。

2 会長は、前項の規定により予算の補正を計上したときは、次の交通会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

3 会長は、当該年度の予算を閉鎖してから翌年度の予算が承認されるまでの間における経費について、当該年度の予定繰越金の範囲内でこれを支払うことができる。

（収入支出予算の区分）

第6条 収入予算の科目は、別表第1のとおりとする。

2 支出予算の科目は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において特別な理由があるときは、別表1及び別表2に定めるもの以外の科目を定めることができる。

（決裁）

第7条 起案、帳票類の決裁は全て担当者を経由し、事務局長までの決裁を受けるものとする。

2 起案書、収入票、支出票は別紙様式により、その他の帳票類は必要に応じて作成するものとする。

(公印・出納)

第8条 出納は、会長名義の普通預金口座を開設し、同口座を通じて出納を行う。

2 公印・預金通帳は事務局で保管・管理です。

3 日計表、科目別票による経理簿を作成し、事務局で保管・管理する。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに会議の決算を調整し、監事の監査に付した後、交通会議の承認を得なければならない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、交通会議の事務に関し必要な事項は協議により定めるものとする。

附則

この要領は、平成23年12月20日から施行する。

この要領は、平成26年4月25日から施行する。

別表第1（第6条関係）

収入予算の科目

科 目
負担金
事業収入
補助金
雑収入
繰越金

別表第2（第6条関係）

支出予算の科目

科 目
報償費
旅費
委託料
使用料及び賃借料
事務費